

改正案	現行
<p>(認可申請書の添付書類) 第十一条 (略)</p> <p>2 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行うことに係る認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>十一 (略)</p> <p>3 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(認可申請書の添付書類) 第十一条 (略)</p> <p>2 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行うことに係る認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 法第六十五条の二第四項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第二十九条の四第五号に規定する金融機関以外の登録金融機関にあつては、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第二十九条の四第五号に規定する特定取引勘定（以下「特定取引勘定」という。）に準ずる勘定を設ける能力を有していること。</p> <p>十二 (略)</p> <p>3 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 法第六十五条の二第四項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第二十九条の四第五号に規定する</p>

(変更認可の基準)

第十四条 金融庁長官等は、法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第四項の規定による変更の認可をしようとするときは、法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の四(第一号から第五号までを除く。)に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(登録金融機関の有価証券店頭デリバティブ取引に係る認可の条件)
第四十五条 法第六十五条の二第九項に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 登録金融機関である銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫にあつては、営業として株券関連店頭デリバティブ取引(株券の価格又は株価指数(株券の価格に基づき算出される指数をいう。))の変動によりその時価が変動する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、当該取引を特定取引勘定(銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十三条の六の三第一項、長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)第十二条の四の三第一項、保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

金融機関にあつては、特定取引勘定につき、内閣総理大臣又は主務大臣の認可を得ていることを証する書面又はその写し

(変更認可の基準)

第十四条 金融庁長官等は、法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第四項の規定による変更の認可をしようとするときは、法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の四(第一号から第四号まで及び第六号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(登録金融機関の有価証券店頭デリバティブ取引に係る認可の条件)
第四十五条 法第六十五条の二第九項に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第六十五条の二第四項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第二十九条の四第五号に規定する登録金融機関にあつては、営業として株券関連店頭デリバティブ取引(株券の価格又は株価指数(株券の価格に基づき算出される指数をいう。))の変動によりその時価が変動する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、当該取引を特定取引勘定において経理すること。

第五十三條の六の二第一項、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第十五條の五の三第一項、農林中央金庫法施行規則（大正十二年農商務省令第十六号）第二十五條の二第一項又は商工組合中央金庫法施行規則（昭和十一年^{商工省}大蔵省令）第二十四條ノ七第一項に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。）において経理すること。

二（略）

三 前二号の規定にかかわらず、営業として株券関連店頭デリバティブ取引を行う登録金融機関は、次に掲げる条件に該当する株券関連店頭デリバティブ取引のみを特定取引勘定（前号に規定する登録金融機関にあつては、特定取引勘定に準ずる勘定）以外の勘定において経理することができること。

イ 当該取引の相手方が、法第二十九條第一項一号に掲げる業務の認可を受けた証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第七條第一項一号に掲げる業務の認可を受けた外国証券会社又は法第六十五條第二項第七号に掲げる取引について同号に定める行為を営業として行うことに係る法第六十五條の二第三項の認可を受けた登録金融機関（ロにおいて「認可登録金融機関」という。）であること。

ロ 当該取引の相手方が認可登録金融機関である場合は、当該認可登録金融機関が当該取引を特定取引勘定において経理すること。

四（略）

二（略）

三 前二号の規定にかかわらず、営業として株券関連店頭デリバティブ取引を行う登録金融機関は、次に掲げる条件に該当する株券関連店頭デリバティブ取引のみを特定取引勘定（前号に規定する登録金融機関にあつては、特定取引勘定に準ずる勘定）以外の勘定において経理することができること。

イ 当該取引の相手方が、法第二十九條第一項一号に掲げる業務の認可を受けた証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第七條第一項一号に掲げる業務の認可を受けた外国証券会社又は法第六十五條第二項第七号に掲げる取引について同号に定める行為を営業として行うことに係る法第六十五條の二第三項の認可を受けた登録金融機関（ロにおいて「認可証券会社等」という。）であること。

ロ 当該取引の相手方となる認可証券会社等が、当該取引を特定取引勘定（当該認可証券会社等が外国証券会社である場合には、特定取引勘定と同種類の勘定）において経理すること。

四（略）

別紙様式第 4 号（第30条関係）

（略）

（記載上の注意）

1～4 （略）

5 商品有価証券の内訳

(1) （略）

(2) 特定取引勘定とは、第四十五条第一号に規定する特定取引勘定をいう。

(3) （略）

6 （略）

（略）

別紙様式第 6 号（第30条関係）

（略）

（記載上の注意）

1～3 （略）

4 商品有価証券の内訳

(1) （略）

(2) 特定取引勘定とは、第四十五条第一号に規定する特定取引勘定をいう。

(3) （略）

5 （略）

別紙様式第 4 号（第30条関係）

（略）

（記載上の注意）

1～4 （略）

5 商品有価証券の内訳

(1) （略）

(2) （略）

6 （略）

（略）

別紙様式第 6 号（第30条関係）

（略）

（記載上の注意）

1～3 （略）

4 商品有価証券の内訳

(1) （略）

(2) （略）

5 （略）

(略)

(略)